

平成24年度 第2回 中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

日時：平成24年12月26日(水) 15:00～
場所：名古屋合同庁舎第1号館
11階共用会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 第1回協議会における主な意見
- (2) パブリックコメント実施結果
- (3) 主要渋滞箇所の選定方法
- (4) 主要渋滞箇所の選定結果(案)
- (5) 今後の予定

4. 閉 会

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 規約

(名 称)

第1条

本会は、中京圏渋滞ボトルネック対策協議会（以下「本協議会」という）という。

(目 的)

第2条

本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、中京圏の高規格幹線道路等における渋滞等の課題状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条

本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- (1) 主要な渋滞箇所の特定
- (2) 特定された渋滞箇所の対策検討
- (3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条

本協議会は、本目的にあう各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

- (イ) 会長は、国土交通省中部地方整備局道路部長をもってあて、本協議会を代表し会務を総括する。
- (ロ) 本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討する必要がある場合、ワーキンググループを設けることができるものとする。
- (ハ) 本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討する幹事会を設ける。

(事務局)

第5条

本協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路(株)名古屋支社、名古屋高速道路公社に置く。

(会 議)

第6条

本協議会の運営は、委員の決議による。

2. 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(規約の改正)

第7条

本規約の変更は本協議会の議決によらなければならない。

(その他)

第8条

本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則

この規約は、平成24年 8月 2日 施行

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 名簿

所 属		役 職
◎	中部地方整備局	道路部 道路部長
	〃	企画部 広域計画課長
	〃	道路部 道路計画課長
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	岐阜国道事務所長
	〃	名古屋国道事務所長
	〃	愛知国道事務所長
	〃	三重河川国道事務所長
	中部運輸局	交通環境部 環境課長
	中部管区警察局	広域調整部 一宮高速道路管理官
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課長
	〃	交通部 交通規制課長
	〃	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	愛知県警察本部	交通部 交通参事官兼交通総務課長
	〃	交通部 交通規制課長
	〃	交通部 交通管制課長
	〃	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	三重県警察本部	交通部 首席参事官・交通企画課長
	〃	交通部 交通規制課長
	〃	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課長
	愛知県	建設部 道路建設課長
	〃	建設部 道路維持課長
	三重県	県土整備部 道路企画課長
	名古屋市	緑政土木局 道路建設課長
	〃	住宅都市局 街路計画課 主幹
	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整チームリーダー
	〃	保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー
	名古屋高速道路公社	計画部長
	愛知県道路公社	工務部長
	中部経済連合会	社会基盤部長
	岐阜県トラック協会	専務理事
	愛知県トラック協会	専務理事
	三重県トラック協会	専務理事
	事務局	
	中部地方整備局	
	中日本高速道路(株)名古屋支社	
	名古屋高速道路公社	

◎会長

※その他：各県道路利用者会議、観光協会、経済界等必要に応じ追加